

I

対米英開戦に伴う諸措置

一 開戦に伴う対外措置

1 昭和16年12月8日

宣戦の詔書

付記 昭和十六年十二月八日正午発表

宣戦に関する政府声明

詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ不顯ナル皇祖考不承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニ

シテ米英兩國ト鬱端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攬亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未夕牆ニ相關クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增强シテ我ニ挑戦シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交譲ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトスノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危

殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起
ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖
宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確
立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス
御名御璽

昭和十六年十一月八日

内閣總理大臣兼 内務大臣陸軍大臣	東條 英機
文 部 大 臣	橋田 邦彦
農 林 大 臣 兼 拓 務 大 臣	鈴木 貞一
厚 生 大 臣	井野 碩哉
司 法 大 臣	小泉 親彦
海 軍 大 臣	岩村 通世
外 務 大 臣	嶋田繁太郎
遞 信 大 臣	東郷 茂徳
大 藏 大 臣	寺島 健
鐵 商 大 臣	賀屋 興宣
道 工 大 臣	八田 嘉明
八 田 嘉 明	岸 信 介

(付記)

政 府 聲 明

恭シク宣戰ノ 大詔ヲ奉戴シ茲ニ中外ニ宣明ス。抑々東亞
ノ安定ヲ確保シ、世界平和ニ貢獻スルハ、帝國不動ノ國是
ニシテ、列國トノ友誼ヲ敦クシ、此ノ國是ノ完遂ヲ圖ルハ、
帝國ガ以テ國交ノ要義ト爲ス所ナリ。

然ルニ、曩ニ中華民國ハ、我眞意ヲ解セズ、徒ラニ外力ヲ
恃ンデ、帝國ニ挑戰シ來リ、支那事變ノ發生ヲ見ルニ至リ
タルガ、御稜威ノ下、皇軍ノ向フ所敵ナク、既ニ支那ハ、
重要地點悉ク我手ニ歸シ、同憂眞眼ノ土國民政府ヲ更新シ
テ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ビ、友好列國ノ國民政府ヲ承認
スルモノ已ニ十一ヶ國ノ多キニ及ビ、今ヤ重慶政權ハ、奧
地ニ殘存シテ無益ノ抗戰ヲ續クルニ過ギズ、然レドモ英米
兩國ハ東亞ヲ永久ニ隸屬的地位ニ置カントスル頑迷ナル態
度ヲ改ムルヲ欲セズ、百方支那事變ノ收結ヲ妨得シ、更ニ
蘭印ヲ使嗾シ、佛印ヲ脅威シ、帝國ト泰國トノ親交ヲ裂カ
ムガ爲、策動至ラザルナシ、仍チ帝國ト之等南方諸邦トノ
間ニ共榮ノ關係ヲ増進セムトスル自然的的要求ヲ阻害スルニ

一 開戦に伴う対外措置

寧日ナシ、其ノ状恰モ帝國ヲ敵視シ帝國ニ對スル計畫の攻撃ヲ實施シツツアルモノノ如ク、遂ニ無道ニモ、經濟斷交ノ舉ニ出ヅルニ至レリ。凡ソ交戦關係ニ在ラザル國家間ニ於ケル經濟斷交ハ、武力ニ依ル挑戦ニ比スベキ敵對行爲ニシテ、ソレ自體黙過シ得ザル所トス、然モ兩國ハ更ニ與國ヲ誘引シテ帝國ノ四邊ニ武力ヲ增强シ、帝國ノ存立ニ重大ナル脅威ヲ加フルニ至レリ。

帝國政府ハ、太平洋ノ平和ヲ維持シ、以テ全人類ニ戰禍ノ

波及スルヲ防止セムコトヲ顧念シ、敍上ノ如ク帝國ノ存立ト東亞ノ安定トニ對スル脅威ノ激甚ナルモノアルニ拘ラズ、隱忍自重八ヶ月ノ久シニ亘リ、米國トノ間ニ外交交渉ヲ重ね、米國ト其ノ背後ニ在ル英國並ニ此等兩國ニ附和スル諸邦ノ反省ヲ求メ、帝國ノ生存ト權威トノ許ス限り、互讓ノ精神ヲ以テ事態ノ平和的解決ニ努メ、盡ス可キヲ盡シ、爲ス可キヲ爲シタリ。然ルニ米國ハ、徒ラニ架空ノ原則ヲ弄シテ東亞ノ明々白々タル現實ヲ認メズ、其ノ物的勢力ヲ恃ミテ帝國ノ眞ノ國力ヲ悟ラズ、與國ト共ニ露ハニ武力ノ脅威ヲ増大シ、以テ帝國ヲ屈從シ得ベントナス。斯クテ平和的手段ニ依リ、米國竝ニ其ノ與國ニ對スル關係ヲ調整シ、

相携ヘテ太平洋ノ平和ヲ維持セムトスル希望ト方途トハ全ク失ハレ、東亞ノ安定ト帝國ノ存立トハ方ニ危殆ニ瀕セリ。更ニ今日ニ至ツテ、彼ハ我軍ニ對シテ、直接攻撃ヲ加ヘ來レリ。事茲ニ至ル。遂ニ米國及英國ニ對シ宣戰ノ大詔ハ渙發セラレタリ。聖旨ヲ奉體シテ洵ニ恐懼感激ニ堪エズ。我等臣民一億鐵石ノ團結ヲ以テ蹶起勇躍シ、國家ノ總力ヲ舉ゲテ征戰ノ事ニ從ヒ、以テ東亞ノ禍根ヲ永久ニ芟除シ聖旨ニ應ヘ奉ルベキノ秋ナリ。

惟フニ世界萬邦ヲシテ各々其ノ處ヲ得シムルノ 大詔ハ、炳トシテ日星ノ如シ。帝國ガ日滿華三國ノ提携ニ依リ、共榮ノ實ヲ舉げ、進ンデ東亞興隆ノ基礎ヲ築カムトスルノ方針ハ、固ヨリ渝ル所ナク、又帝國ト志向ヲ同ジウスル獨伊兩國ト盟約シテ、世界平和ノ基調ヲ劃シ、新秩序ノ建設ニ邁進スルノ決意ハ、益々牢固タルモノアリ。而シテ、今次帝國ガ南方諸地域ニ對シ、新ニ行動ヲ起スノ已ムラ得ザルニ至ル、何等其ノ住民ニ對シ敵意ヲ有スルモノニアラズ。只英米ノ暴政ヲ排除シテ東亞ヲ明朗本然ノ姿ニ復シ、相携ヘテ共榮ノ樂ヲ頌タント冀念スルニ外ナラズ。帝國ハ之等住民ガ、我ガ眞意ヲ諒解シ、帝國ト共ニ、東亞ノ新天地ニ

新ナル發足ヲ期スベキヲ信ジテ疑ハザルモノナリ。

二 昭和十六年十一月十五日、大本營政府連絡會議

今ヤ皇國ノ隆替、東亞ノ興廢ハ此ノ一舉ニ懸レリ。全國民

ハ今次征戰ノ淵源ト使命トニ深ク思ヲ致シ、苟モ驕ルコト

ナク、又怠ルコトナク、克ク竭シ克ク耐ヘ、以テ我等祖先
ノ遺風ヲ顯彰シ、難關ニ逢フヤ必ズ國家興隆ノ基ヲ啓キン

我等祖先ノ赫々タル史績ヲ仰ギ、雄渾深遠ナル皇謨ノ翼贊

ニ萬遺憾ナキヲ誓ヒ、進ンデ征戰ノ目的ヲ完遂シ、以テ

聖慮ヲ永遠ニ安ンジ奉ラムコトヲ期セザルベカラズ。

編　注　開戦に至る経緯については、既刊『日本外交文書』日

米交渉——一九四一年——上下巻を参照。



2 昭和16年12月8日 東郷(茂徳)外務大臣

在本邦オットー獨国大使 会談

対米英開戦につき在本邦獨国大使へ通報

付記一 昭和十六年十一月十三日、大本營政府連絡會議

決定

「十一月五日御前會議決定「帝國國策遂行要領」

二　關聯スル對外措置」

「對米英蘭蔣戰爭終末促進ニ關スル腹案」

東郷大臣「オットー」大使會談錄

十二月八日午後四時半ヨリ五時十五分迄

於　外務省

東郷大臣　日米交渉ノ經過及帝國政府ノ對米回答ハ今朝次

官ヨリ貴使ニ手交セル通リニシテ右ニヨリ日米、日英及

日蘭ノ關係ガ如何ナル「ステータス」ニ在リヤ御承知ノ

事ト思フ、尙私カラ此ノ機會ニ帝國ガ本日正午少シ前米

國及英國ニ對シ戰爭宣言ヲナセル事ヲ通告致度宣戰ニ關

スル大詔及政府聲明ノ英譯文ヲ差上グルニ付右ニテ御承

知相成度

「オットー」大使　本使ハ閣下ニ對シ此ノ戰ノ成果ヲ信ジテ

疑ハザル本國政府ノ確信ヲ傳達シ獨逸ハ條約ノ形式的諸

問題ヲ離レテ日本ト運命ヲ共ニスル決心ナル事ヲ傳達ス

ルモノナリ

大臣　此ノ戰ハ日本ニトリテハ餘儀ナクサレタル戰ニシテ
其ノ點ハ唯今差上ゲタル文書ニヨリ御承知願度戰爭ハ今

一 開戦に伴う対外措置

朝ヨリ開始セラレ馬來「マニラ」「ハワイ」ニ於テ戰鬪行爲行ハレタリ殊ニ「ハワイ」ニ於テハ敵海軍ニ對シ甚大ナル損害ヲ與ヘタリ日本國民ハ此ノ強制セラレタル戰爭ヲ最後迄戦ヒ勝チ拔ク事ニ就キ充分ノ決心ヲ有ス

唯今ノ御話ニヨリ獨逸ハ條約ノ形式的問題ヲ離レテ帝國ト運命ヲ共ニシ本當ニ心カラ一緒ニナリ此ノ協同ノ戰ヲ

勝利迄勝チ拔ク事ノ決心ヲ有セラルル事ヲ知リ欣快ニ堪

エズ帝國ハ既ニ右ニ述ベタル通米及英トノ戰爭狀態ニ入

レルモノナルニ付帝國ハ獨逸ガ速ニ米ニ對シ參戰セラレ

ン事ヲ期待スルモノニシテ唯今貴使ヨリ獨逸ノ決心ヲ知

リ右ニ關シテハ御異存ナキ事ト信ズルモ右帝國政府ノ期

待ヲ本國政府ニ傳達セラレン事ヲ希望スルモノナリ

「オ」承知セリ早速傳達方取計フベシ尙帝國ガ獨逸ト單獨不講和ノ宣言ヲナス事ニ關シ貴大臣ヨリ更ニ帝國政府ノ確言ヲ得本國政府ニ取次グベキ要ナキヤ

大臣 此ノ點ニ付テハ既ニ大島大使ニ訓令シ居リ伯林ニ於テ話合行ハレ日獨間ノ協定完成セラルニ到ルベシ

「オ」泰國トノ關係如何

大臣 今朝軍隊ガ泰ニ入ル事トナリタルモ其ノ經過ニ付テ

ハ本日極メテ多忙ナリシ爲承知シ居ラズ元來英國ガ馬來ト泰トノ國境ニ兵ヲ集メ居リ英ノ方ヨリ泰國ヘノ侵入危惧セラルニ到リタル爲日本側ヨリモ進駐セルモノナリ

帝國トシテハ泰國トノ間ニ平和的進駐ノ話合完成スル事ヲ希望シ居リ右妥結ノ見込相當有望ナリ尙右話合ハ以前ヨリナサレ居リタルモノニハ非ズ

「オ」日蘭關係如何、蘭印ガ日本ニ宣戰セリト桑港「ラヂオ」ハ傳ヘ居レルモ眞相如何

大臣 蘭國政府ハ未ダ日本ニ對シ宣戰ヲナシ居ラズ依テ蘭國ニ對スル態度ハ帝國トシテ何等決定シ居ラズ

「オ」對蘇關係如何

大臣 何等ノ變更ナシ

「オ」蘇國船ガ戰爭資材ヲ浦潮ニ輸送スル場合帝國ハ如何セラルルヤ獨逸ハ日獨ノ協力ニ關連シ帝國ガコレヲ放置セラレザル事ヲ希望ス

大臣 米、英船ガ右輸送ニ從事スル場合ハ勿論之ヲ拿捕スベシ唯蘇聯船ニ付テハ簡單ナラズ本大臣ハ本問題ニ付テハ何レ貴使ト話合ヲナス機會アリト考フ唯先般御希望ノ

次第アリテ調査シタル所ニ依レバ實際的ニハ蘇聯邦船ニ

依リ輸送セラレ居ル軍需資材ノ數量ハ多大ノモノニ非ズ

一、對獨伊

「オ」尙東京ハ燈火管制ヲセラルルヤ
大臣 對「ハワイ」攻撃ガ成功セルニヨリ帝國政府ハ當分
ハ其ノ必要ヲ見ザルモノトノ見解ナリ尤モ航空母艦モア
ル事ナレバ必ズシモ安全ト云フヲ得ズ尙帝國政府ハ東京
ノ戒嚴令モ其ノ必要ナシトノ見解ナリ

「オ」帝國ノ右見解ヲ聞キ其ノ自信ノ程ヲ知リ得タルハ慶

賀ニ堪エズ

大臣 本大臣トシテハ貴使トノ第一回會談ノ日ヨリ本日ノ
來ルベキアルヲ豫感シ右ヲ暗示シ置キタリ曰獨間ノ協力
更ニ實ヲ結ブヲ希望ス
「オ」其ノ通リナリ尙御用ニ立ツ事アラバ何ニテモ御申付
アリ度

一、對 英

備考 獨逸側ヨリ對「ソ」參戰ノ要求アリタル場合ニ
ハ差當リ參戰セサル旨ヲ以テ應酬ス但シ之カ爲
獨側ノ對米參戰ノ時期カ遲ルルカ如キ事態生ス
ルモ已ムヲ得ス

(付記一)

十一月五日 御前會議決定「帝國國策遂行要領」

二關聯スル對外措置

昭和一六、一一、一三

一、對蘭印

對米交渉ノ結果タル了解事項中英國ニ關係アル事項ヲ英
國ヲシテ受諾セシメ且ニ積極的ニ協力セシムル様速ニ
直接又ハ米ヲ通シ措置シ置クモノトス
右以外企圖隱匿ノ見地ニ於テ特別ノ外交措置ヲ行フコト
無シ

我企圖祕匿欺騙ニ資スルタメ成ルヘク速カニ從來交渉繼續ノ形式ニ於テ帝國ニ對スル所要物資ノ供給ヲ主眼トス

ル外交交渉ヲ逐次開始ス

一、對「ソ」

概ネ昭和十六年八月四日大本營政府連絡會議決定ニ係ル

對「ソ」外交交渉要綱(續行)第一項ニ準據シテ交渉ヲ續行ス

一、對 泰

1.進駐開始直前左記ヲ要求シ迅速ニ之ヲ承認セシム

泰ニシテ帝國ノ要求ニ應セサル場合ニ於テモ軍隊ハ予定ノ如ク進駐ス、但シ日泰間武力的衝突ハ之ヲ局限スルニ努ム

左 記

イ、帝國軍隊ノ通過竝ニ之ニ伴フ諸般ノ便宜供與

ロ、帝國軍隊ノ通過ニ伴フ日泰軍隊ノ衝突回避措置ノ即時實行

ハ、泰ノ希望ニヨリテハ共同防衛協定ノ締結

(註)本交渉開始前ニ於ケル對泰態度ハ從來ト特別ノ變化ナカラシメ特ニ開戰企圖ノ祕匿ニ萬全ノ考慮ヲ

拂フモノトス

2.進駐後速カニ概ネ左ノ諸件ニ關シ具体的ニ現地ニ於テ取極ヲ行フ

イ、帝國軍隊ノ通過及駐屯ニ關スル事項

ロ、軍用施設ノ供用及新設增强

ハ、所要ノ交通通信機關及工場施設等ノ供用

ニ、通過竝ニ駐屯軍隊ニ對スル宿營、給養等

ホ、所要軍費ノ借款

備考

第一、第二項ノ交渉ニ當リテハ昭和十六年二月一日大

本營政府連絡會議決定ノ對佛印泰施策要綱ニ準據シ

泰ノ主權及領土ノ尊重ヲ確約シ尙泰ノ態度ニヨリテ

ハ將來「ビルマ」若クハ馬來ノ一部ヲ割譲スベキ事

ヲ考慮スヘキ旨ヲ仄カシ以テ交渉ヲ有利ナラシム

一、對 支

出來得ル限り消耗ヲ避ケ以テ長期世界戰ニ對處スヘキ帝國綜合戰力ノ確保及將來兵力減少ノ場合等ヲ念頭ニ置キ

左ノ通り措置スルモノトス

1.在支米英武力ヲ一掃ス

2.在支敵性租界(北京公使館區域ヲ含ム)及敵性重要權益(海關、鑛山等)ヲ我實權下ニ把握ス但シ我國ノ人的立

ニ物的負擔ヲ成ルヘク輕カラシムル様留意スルモノトス

ス

(註)共同租界及北京公使館區域ハ敵性武力ヲ一掃シテ

我實權下ニ收ムルモ友好國權益ヲモ混入スルヲ以(トスキ)

テ接收等ノ形式ヲラサルモノトス

3.前諸項ノ發動ハ我企圖ヲ暴露セサル爲我對米英開戰後

トス

4.重慶ニ對スル交戰權ノ發動ハ特ニ宣言等ノ形式ヲ以テ

スルコトナク對米英開戰ヲ以テ事實上其實效ヲ收ムル

モノトス

5.在支敵國系權益中國民政府ニ關係アルモノモ必要ニ應

シ差當リ我方實權下ニ把握スルモノトシ之カ調整ハ別

ニ措置ス

6.占領地内ニ於ケル支那側要人ノ活動ヲ出來得ル限り誘

導促進シ日支協力ノ下ニ民心ノ把握ニ力メ以テ可能ナ

ル地域ヨリ漸次局部和平ヲ實現セシム

7.對支經濟關係ニ於テハ物資獲得ニ重點ヲ置キ之カ爲現

行諸制限ニ合理的的調整ヲ加フルモノトス

編注本書第7文書付記。

(付記二)

●對米英蘭蔣戰爭終末促進ニ關スル腹案

昭和一六、一一、一五

連絡會議決定

方針

一、速ニ極東ニ於ケル米英蘭ノ根據ヲ覆滅シテ自存自衛ヲ確立スルト共ニ更ニ積極的措置ニ依リ蔣政權ノ屈伏ヲ促進シ獨伊ト提携シテ先ツ英ノ屈伏ヲ圖リ米ノ繼戰意志ヲ喪失セシムルニ勉ム

二、極力戰爭相手ノ擴大ヲ防止シ第三國ノ利導ニ勉ム

要領

一、帝國ハ迅速ナル武力戰ヲ遂行シ東亞及西南太平洋ニ於ケル米英蘭ノ根據ヲ覆滅シ戰略上優位ノ態勢ヲ確立スルト共ニ重要資源地域並主要交通線ヲ確保シテ長期自給自足ノ態勢ヲ整フ

凡有手段ヲ盡シテ適時米海軍主力ヲ誘致シ之ヲ擊滅スル

ニ勉ム

一 開戦に伴う対外措置

二、日獨伊三國協力シテ先ツ英ノ屈伏ヲ圖ル

(一) 帝國ハ左ノ諸方策ヲ執ル

(イ) 濱洲印度ニ對シ政略及通商破壊等ノ手段ニ依リ英本

國トノ連鎖ヲ遮断シ其ノ離反ヲ策ス

(ロ) 「ビルマ」ノ獨立ヲ促進シ其ノ成果ヲ利導シテ印度

ノ獨立ヲ刺戟ス

(二) 獨伊ヲシテ左ノ諸方策ヲ執ラシムルニ勉ム

(イ) 近東、北ア、「スエズ」作戦ヲ實施スルト共ニ印度

ニ對シ施策ヲ行フ

(ロ) 對英封鎖ヲ強化ス

(ハ) 情勢之ヲ許スニ至ラハ英本土上陸作戦ヲ實施ス

(三) 三國ハ協力シテ左ノ諸方策ヲ執ル

(イ) 印度洋ヲ通スル三國間ノ連絡提携ニ勉ム

(ロ) 海上作戦ヲ強化ス

(ハ) 占領地資源ノ對英流出ヲ禁絶ス

(三) 日獨伊ハ協力シテ對英措置ト並行シテ米ノ戰意ヲ喪失セ

シムルニ勉ム

(一) 帝國ハ左ノ諸方策ヲ執ル

(イ) 比島ノ取扱ハ差シ當り現政權ヲ存續セシムルコトト

三、戰爭終末促進ニ資スル如ク考慮ス

(一) 對米通商破壊戰ヲ徹底ス

(イ) 支那及南洋資源ノ對米流出ヲ禁絶ス

(二) 對米宣傳謀略ヲ強化ス

ノ反スト曰米戰無意義指摘ニ置キ米國與論ノ厭戰誘

致ニ導ク

(三) 米濠關係ノ離隔ヲ圖ル

(二) 獨伊ヲシテ左ノ諸方策ヲ執ラシムルニ勉ム

(イ) 大西洋及印度洋方面ニ於ケル對米海上攻勢ヲ強化ス

(ロ) 中南米ニ對スル軍事、經濟、政治的攻勢ヲ強化ス

(四) 支那ニ對シテハ對米英蘭戰爭特ニ其ノ作戦ノ成果ヲ活用

シテ援蔣ノ禁絶、抗戰力ノ減殺ヲ圖リ在支租界ノ把握、

南洋華僑ノ利導、作戦ノ強化等政戰略ノ手段ヲ積極化シ
以テ重慶政權ノ屈伏ヲ促進ス

(五) 帝國ハ南方ニ對スル作戦間極力對「ソ」戰爭ノ惹起ヲ防

止スルニ勉ム

獨「ソ」兩國ノ意嚮ニ依リテハ兩國ヲ媾和セシメ「ソ」

ヲ樞軸側ニ引キ入レ他方日蘇關係ヲ調整シツツ場合ニ依

リテハ「ソ」聯ノ印度「イラン」方面進出ヲ助長スルコ
トヲ考慮ス

六、佛印ニ對シテハ現施策ヲ續行シ

泰ニ對シテハ對英失地恢復ヲ以テ帝國ノ施策ニ協調スル
如ク誘導ス

七、當時戰局ノ推移、國際情勢、敵國民心ノ動向等ニ對シ嚴
密ナル監視考察ヲ加ヘツツ戰爭終結ノ爲左記ノ如キ機會

ヲ捕捉スルニ勉ム

(1)南方ニ對スル作戰ノ主要段落

(2)支那ニ對スル作戰ノ主要段落特ニ蔣政權ノ屈伏

(3)歐洲戰局ノ情勢變化ノ好機特ニ英本土ノ沒落、獨「ソ」

戰ノ終末、對印度施策ノ成功

之カ爲速ニ南米諸國、瑞典、葡國、法王廳ニ對スル外交
並宣傳ノ施策ヲ強化ス

日獨伊三國ハ單獨不媾和ヲ取極ムルト共ニ英ノ屈伏ニ際
シ之ト直ニ媾和スルコトナク英ヲシテ米ヲ誘導セシムル
如ク施策スルニ勉ム

對和平促進ノ方策トシテ南洋方面ニ於ケル錫、護謨ム
供給及比島ノ取扱ニ關シ考慮ス

3

昭和16年12月8日 東鄉外務大臣 在本邦李紹庚滿州國大使 会談

対米英開戦に關し在京滿洲國大使への説明振り

付記

昭和十六年十一月四日、大本營政府連絡會議決定

「國際情勢急轉ノ場合滿洲國ヲンテ執ラシム可

キ措置」

在京滿洲國大使ニ對スル外務大臣ノ説明

(十二、八、亞一)

今朝外務次官ヲシテ對米覺書寫竝ニ日米交渉經過ニ關スル
外務省公表文ヲ御渡シ致シテ置キマシタカ御覽ニナツタコ
トト存シマス。只今宣戰ノ大詔カ渙發セラレ、帝國政府又
聲明ヲ發スル所カアリマシタノテ夫々寫ヲ差上マス。御詔
書及以上ノ發表文ハ何レモ本日ノ夕刊ニ掲載サレル筈テア
リマスカ、滿洲國ニ於テモ成ルヘク本邦ト同時ニ新聞ニ發
表ヲ見得ル様夫々關係方面ニ手配致シテ置キマシタノテ貴
大使ヨリ特ニ本國政府ニ對シ電報ノ要ハ無キモノト考ヘラ
レマス。

本大臣ト致シマシテハ前記對米覺書、日米交渉經過及政府
ノ聲明等ヲ成ルヘク速ニ滿洲國側ニ内示致シ度考ヘテアリ

マシタカ、事緊急ノ内ニ決定致シマシタノテ遂ニ其ノ機ヲ

得ス茲ニ貴大使ニ對シ御通報致ス次第テアリマス。

在滿大使ヨリノ來電ニ據リマスト貴國政府ニ於カレマシテ

ハ日本ノ對英米宣戰ト同時ニ或ハ對日協力ニ關スル訓諭ヲ發ス
發シ、或ハ國民及官吏ニ對シ時局克服ニ關スル訓諭ヲ發ス
ル等各般ノ準備ヲ進メラレテ居ルトノコトテアリマシテ建
國以來滿洲國カ帝國ト最モ緊密ナル提携ヲ執ラレテ居ルコ
トハ帝國政府ノ深ク多トル所テアリマス。

帝國ノ對英米開戰ニ當リ滿洲國政府カ帝國ト此ノ上共緊密
一体ノ施策ニ出ツヘキハ日滿ノ特殊關係竝ニ日滿兩國ノ議
定書等ニ鑑ミルモ當然ノコトテアリマスカ帝國政府トシテ
ハ滿洲國ハ差當リ參戰ノ要ナキモノト考ヘテ居リマス。帝
國政府ト致シマシテハ戰局ノ擴大ニ伴ヒ益々日滿兩國一億
一心ノ實ヲ舉ケ度キ考ヘテアリマスカラ貴國政府ニ於キマ
シテモ飽迄帝國ヲ信賴セラレ帝國ト緊密ナル協力ノ下ニ時
艱ノ克服ニ邁進セラレンコトヲ切望致シマス

(付記)

● 國際情勢急轉ノ場合滿洲國ヲシテ執ラシム可キ措置

十二月四日

連絡會議決定

方針

帝國ノ開戰ニ當リ差當リ滿洲國ハ參戰セシメス、英米蘭等
ニ對シテハ滿洲國ハ帝國トノ關係、未承認等ヲ理由ニ實質
上敵性國トシテノ取締ノ實效ヲ收ムル如ク措置セシムルモ
ノトス

要領

- 一、英米蘭ノ領事官及領事館ニ對シテハ領事官及領事館トン
テノ特權ヲ認メス其ノ職務ヲ停止セシム（暗號電報及短
波「ラジオ」ノ使用ヲ禁ス）但シ右職務停止後ノ取扱振
ニ關シテハ在本邦敵國領事官及領事館ノ取扱ニ準シ公正
ナル態度ヲ以テ臨ムモノトス
- 二、在滿英米蘭ノ公有財產、英米蘭人私有財產及英米蘭人ニ
對スル取扱ハ本邦ニ於ケル取扱ニ準スルモノトス
- 三、英米蘭ノ第三國ニ對スル領事館建物保護及居留民利益保
護等ノ委託申出ハ之ヲ認メス但シ滿洲國ノ行政的措置ト
シテ本邦ニ於ケル取扱ニ準シ公正ナル措置ヲ講スルモノ
トス

四、在満蘇聯邦人ニ對スル取扱ハ日蘇中立條約ノ精神ニモ鑑ミ帝國ト歩調ヲ合セ出來得ル限り蘇聯邦ヲ刺戟セサル様細心ノ注意ヲ加フルモノトス

4 昭和16年12月8日

東鄉外務大臣
在本邦徐良中国大使 会談

対米英開戦に關し在本邦中国大使への説明振り

付 記 昭和十六年十二月六日、大本營政府連絡會議決定

〔國際情勢急轉ノ場合支那ヲシテ執ラシム可キ
措置〕

在京支那大使ニ對スル外務大臣ノ説明

(十二一八、亞一)

今朝外務次官ヲシテ對米覺書寫竝ニ日米交渉經過ニ關スル外務省公表文ヲ御渡シ致シテ置キマシタカ御覽ニナツタコトト存シマス。只今宣戰ノ大詔カ渙發セラレ、帝國政府又聲明ヲ發スル所カアリマシタノテ夫々寫ヲ差上マス。御詔書及以上ノ發表文ハ何レモ本日ノ夕刊ニ掲載サレル筈テアリマスカ、中華民國及滿洲國ニ於テモ成ルヘク本邦ト同時ニ新聞ニ發表ヲ見得ル様夫々關係方面ニ手配致シテ置キマ

シタノテ貴大使ヨリ特ニ本國政府ニ對シ電報ノ要ハ無キモノト考ヘラレマス。昨夕南京日高代理大使ヨリノ電報ニ據レハ同代理大使ハ軍事行動ノ開始ト同時ニ汪主席ヲ訪問シ日米交渉ノ經緯其ノ他ニ關シ主席ニ御説明ヲスルコトニナツテ居ル由テアリマスカ日米交渉ノ大要ニ關シテハ先般貴大使ヨリ御申出ノ次第モアリ既ニ日高代理大使ニ訓電致シ又先日歸朝ノ中村參事官ヲ通シ本大臣ノ傳言ヲ篤ト汪主席ニ轉達サセテ置キマシタ。本大臣ト致シマシテハ前記對米覺書、日米交渉經過及政府ノ聲明等ヲ成ルヘク速ニ主席ニ内示致シ度考ヘテアリマシタカ、事緊急ノ内ニ決定致シマシタノテ遂ニ其ノ機ヲ得ス茲ニ貴大使ニ對シ御通報致ス次第テアリマス。帝國ノ對英米開戦ニ當リ國民政府カ帝國ト緊密一体ノ施策ニ出ツヘキハ日華ノ特殊關係竝ニ日華基本條約等ニ鑑ミルモ當然ノコトテアリマスカ帝國政府トシテハ國民政府ハ差當リ參戰ノ要ナキモノト考ヘテ居リマス。帝國政府ト致シマシテハ戰局ノ擴大ト共ニ益々日華兩國ノ提携ヲ緊密ナラシメ既定ノ方針ニ則リ國民政府ノ基礎ヲ此ノ上共強化シ以テ其ノ自主的活動ヲ誘導促進スル堅キ決意ヲ有スルモノテ

アリマス。貴國政府ニ於キマシテハ飽迄帝國ヲ信賴セラレ

帝國ト緊密ナル協力ノ下ニ時艱ノ克服ニ邁進セラレ度ク中

華民國官民ニ對シ善ク今次戰爭ノ眞意義ヲ徹底セシメ極力

民心ノ動搖ヲ防止セラルルコトコソ差當リ何ヨリモ緊要ト

考フルモノテアリマス

以上本大臣ノ意ノ存スル所ヲ汪主席ニ傳達セラヘ以テ曰華
兩國ノ緊(アド文)

(付記)

○國際情勢ノ急轉ノ場合^{日本支那ヲシテ執ウシム}キ指置

昭和一六、一一、六

連絡會議決定

帝國ノ開戦ニ際シ差當リ國民政府ハ參戰セシメベ、既定方針ニ據ルノ外十二月四日連絡會議決定「國際情勢急轉ノ場合滿洲國ヲシテ執ウシム可キ措置」ハ準據シ國民政府ヲ指導ス

~~~~~

## 一 開戦に伴う對外措置

5 昭和16年12月8日

在英國上村(伸一)臨時代理大使より  
東鄉外務大臣宛(電報)

#英國政府より戰争状態の存在について通知

ロハニハ 12月8日後発  
本省 12月9日前着

Chief of the Treaty Department of the Foreign Office called

on me this afternoon and handed me the following message

signed Winston Churchill, dated eighth December. On evening of December seventh His Majesty's Government in United Kingdom learnt that Japanese forces, without previous warning

either in form of declaration of war or of ultimatum with conditional declaration of war, had attempted landing of coast of Malaya and bombed Singapore and Hongkong.

In view of these wanton acts of unprovoked expression, committed in flagrant violation of international law, and particularly of Article one of Third Hague Convention, relative to opening of hostilities, to which both Japan and United Kingdom are parties, His Majesty's Ambassador at Tokyo has been instructed to inform Imperial Japanese Government in name of His Majesty's Government in United Kingdom that state of war exists between two countries.

編注 電報番号ヲ不明。

6 昭和16年12月9日

在中国日高(信六郎代理大使より  
東郷外務大臣宛電報)

重慶政権による対日宣戰布告は默殺するとの

方針について

南京 12月9日後6時50分発  
本省 12月9日後7時25分着

第八七七號(至急)

重慶政府ハ我國ニ對シ宣戰ヲ布告セルヤノ噂アル處我方ト  
シテハ既ニ正式國民政府ヲ認メ居ルヲ以テ右ハ默殺又ハ笑  
殺<sup>(欄外記入)</sup>スルコト從テ國民政府ヲシテ何等措置ヲ構セシムル必要  
ナキモノト思考スルモ爲念貴見御回示ヲ請フ  
北大、上海へ轉電セリ

(欄外記入)  
來電ノ通り心得差支ナキ旨回電ノコト

7 昭和16年12月9日 在ソ連邦建川(美次)大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

ソ連外務人民委員代理へ対米英開戦につき通

付記 昭和十六年八月四日、大本營政府連絡會議決定

「對「ソ」外交交渉要綱」

クイビシエフ 12月9日後発  
本省 12月10日夜着

第一三三三號

本九日貴電合第二五〇六號(御詔勅渙發ノ件)「ヴィシヌ  
キー」ニ通告ヲナシ當行ハ日本ヨリ(不明)紛争ハ強ヒテ  
米ノ挑發侵略行爲ニ依リ發生セルモノナルヲ説明シ尙何等  
カ日本ノ「コンメント」ヲ引キ出ス爲本使限リノ意見トシ  
テモ情勢ノ大變化ニ拘ラス蘇聯邦ハ中立條約ノ精神ヲ嚴守  
セラルモノト信シテ可ナルヘキヤト問ヘルニ對シ「ヴ  
ハ守ル爲ニ結ヘル條約ナレハ日本ニ於テ守ラル限リハ蘇  
聯邦ニ於テモ之ヲ守ルハ當然ノ義務ナリト答ヘタル外何等

語ラス

(付記)

對「ソ」外交交渉要綱

昭和一六年八月四日

連絡會議決定

(註) (イ)以上ノ中特ニ 2.3. 及 5.ニ重點ヲ置ク  
(ロ)「ソ」側ニ於テ中立條約ヲ嚴守シ又極東ニ於テ  
脅威ヲ與ヘサル限り帝國ハ日「ソ」中立條約ノ  
〔以下省略〕  
義務ヲ守ルヘキ旨ヲ明ニス

一、差當リ左記要件ニ付對「ソ」折衝ヲ行フ但帝國將來ノ企

圖ニ拘束ヲ與ヘサル様留意ス

1. 極東危險水域ノ撤廢乃至ハ右水域ノ帝國ニ及ホス損害

ノ除去

2. 東亞ニ於ケル「ソ」領ニ付第三國ニ對スル割讓、賣却、

租借、軍事的據點提供等ヲ爲ササルコト

3. 「ソ」聯邦ト第三國トノ軍事同盟ノ適用範圍ヲ東亞ニ

及ホササルコト及第三國トノ間ニ帝國ヲ目標トスル同

盟等ヲ締結セサルコト

4. 援蔣行爲ノ中止及中國共產黨ニ對スル抗日指令及援助

ノ中止

5. 北樺太利權事業ノ完全嫁(マダ)行確保

6. 滿「ソ」抑留人員及物件交換

7. 「ノモンハン」地方國境確定作業ハ從來通繼續ス滿  
「ソ」、滿蒙間全般的國境ニ關スル交渉ハ之ヲ見合ハス

8 昭和16年12月10日 大本營政府連絡會議決定

付記 昭和十六年十一月十二日發表

「大東亞戰爭」の呼称に關する情報局發表

●今次戰爭ノ呼稱竝平戰時ノ分界時期ニ付テ

一、今次ノ對米英戰爭及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコト  
アルヘキ戰爭ハ支那事變ヲモ含メ大東亞戰爭ト呼稱ス  
二、給與、刑法ノ適用等ニ關スル平時、戰時ノ分界時期ハ昭  
和十六年十二月八日午前一時三十分トス

三、帝國領土(南洋群島委任統治區域ヲ除ク)ハ差當リ戰地ト  
指定スルコトナシ

但シ帝國領土ニ在リテハ第二號ニ關スル個々ノ問題ニ付  
其他ノ狀態ヲ考慮シ戰地竝ニ取扱フモノトス

(付記)

大東亞戰爭ノ呼稱ニ關スル情報局發表

(十二月十一日)

今次ノ對米英戰ハ(支那事變ヲモ含ム)大東亞戰爭ト呼稱ス、  
大東亞戰爭ト稱スルハ大東亞新秩序建設ヲ目的トスル戰爭  
ナルコトヲ意味スルモノニシテ戰爭地域ノ大東亞ノミニ限  
定スル意味ニ非ス

(付記一)

和蘭ノ取扱ニ關スル件

昭和一六、十二、四

連絡會議決定

東郷外務大臣より  
在中国日高代理大使、在瀋州國梅津(美治郎)大使、  
在ハルビン久保田(貴一郎)總領事他宛(電報)

オランダの參戦につき通報

付記一 昭和十六年十一月四日、大本營政府連絡會議  
決定

〔和蘭ノ取扱ニ關スル件〕

二 昭和十七年一月十二日発表

オランダの參戦に対する政府声明

本省 12月10日後8時20分発

合第二五四三號(大至急)

在京和蘭公使ヨリ十日附公文ヲ以テ和蘭ハ日本ト戰爭狀態  
ニアル旨通告シ來レリ

以上ハ貴地ニ於ケル和蘭權益ニ對スル措置振ノ参考トシテ  
通報スルモノニシテ右事實ハ差當リ一般ニハ發表セサルコ  
トトセラレ度

本電宛先、在支各公館、在滿各公館

敵國トシテ取扱フモノトス

註、(イ)和蘭政府ヲ否認スル利益ハ否認ト同時公使ヲ私人

(二タク)

トシテ取扱ヒ得ル點ニアルモ既ニ、ノ通取扱ヒ得  
ル以上其ノ必要ナカルヘシ

(ロ)和蘭政府ヲ否認セハ法理上和蘭ハ我居留民等ノ保  
護ニ付國際法上ノ責任ナキニ至ルヘク又戰爭狀態

發生後モ日本トノ關係ニ於テ國際法上ノ拘束ヲ受  
ケサル立場ニ置カレ又我方領事官ノ引揚ニ付不便  
ヲ生スヘシ

(ハ)和蘭政府ハ今日迄事實上之ヲ相手トセル次第ニテ  
直チニ之ヲ否認スルモ前記(イ)以外ニハ利益ナク又  
和蘭トノ開戦ノ際之ヲ否認セントスルハ既ニ純然  
タル敵國トシテ取扱ヒ得ル後ナルヲ以テ其ノ必要  
ナシ

### (付記二)

和蘭ニ對スル帝國政府聲明(一月十一日)

曩ニ帝國ハ米英兩國ニ對シ開戦スルニ至リタルモ和蘭ニ  
對シテハ能フレバ戰禍ヲ蘭印住民ニ及バザラシメムトスル

ノ考慮ヨリ敵對的措置ヲ差控ヘ居タル處和蘭政府ハ帝國ガ

和蘭ト緊密不可分ノ關係ニ在ル米英兩國ニ對シ戰端ヲ開キ  
タルニ依リ日蘭間ニ戰爭狀態存在スルニ至リタルモノト認  
ムル旨帝國政府ニ通告越シタルノミナラズ爾來現實ニ和蘭  
軍ハ帝國ニ對シ各種ノ敵對行爲ニ出デ更ニ最近蘭印ヲ米英  
蘭ノ對日抗戰ノ基地ト爲スニ至レリ。

帝國ニ於テハ無辜ノ蘭印住民ニ對シテハ何等敵意アル次  
第二非ザルモ和蘭ノ敵對行爲ヲ破碎スルト共ニ帝國臣民ノ  
生命財産ヲ擁護スル爲遂ニ帝國陸海軍ハ一月十一日和蘭軍  
ニ對シ戰鬪ヲ開始スルニ至レルモノナリ。

10 昭和16年12月11日 東郷外務大臣より

在中立国公館長宛(電報)

### 中立国に対し日本側立場につき説明方訓令

本省 12月11日発

一、米國大統領ハ八日議會ニ對シ對日宣戰ヲ慇懃セル教書ヲ  
送リ日本ハ外交々渉繼續中ナルニ拘ラス無警告ニテ米國  
ニ攻撃ヲ加ヘタルカ同日在米日本大使ヨリ交渉打切りノ  
覺書ヲ受領セルモ右ニハ何等武力行仕ノ示唆ナク當時既

ニ一時間前ニ「ホノルル」ニ空襲行ハレ居リ同地ト日本  
トノ距離ヲ考慮セハ右ハ計畫的侵略行爲ナルコトハ明ナ  
リト述ヘ避難シ居ル處右ニ對シテハ左ノ趣旨ニテ可然反  
駁方措置アリ度シ

三、我方ハ□次電報ノ通り八ヶ月ニ亘リ誠意ヲ傾倒シテ日米

國交調整ニ努力シタルニ拘ラス米國ハ終始其ノ出張ヲ固

執シ最後迄誠意ノ片鱗ヲダニ示サス英米苟合シテ帝國ヲ

壓迫シ我生存ト權威ヲ危貽ニ陷ラシメタルニ依リ遂ニ

自衛手段ヲ採ルヲ餘儀ナクセラレタル次第ニシテ事態ヲ

茲ニ立至ラシメタルハ偏ニ英米ノ責任ナリ

軍事行動發動ニ付テハ彼ヨリ進テ攻勢ニ出ツル態勢顯著  
ナリシヲ以テ（泰馬來國境方面ニ於テハ英軍ノ集結行ハ  
レ英軍ハ何時泰領ニ侵入スルヤモ計ラレス又比島方面ノ  
米側軍備着々増強セラレ米國飛行機ノ臺灣上空飛來等ア  
リテ情勢極メテ緊迫セルモノアリタリ）我方ハ防衛の戰  
鬪手段ニ出テタル次第ナリ

三、又大統領ノ所謂外交々涉云々ニ關シテハ我方ハ華府時間  
七日午後一時ヲ期シテ交渉打切ヲ通報セル對米覺書ヲ米  
側ニ手交手配方訓令シ置ケル次第ナリ現ニ野村大使ハ右

時間ニ會見方ヲ申入レ居リタルニ拘ラス何等カノ都合ニ  
テ一時半頃迄遲延セルモノノ如キ情報モアリ右遲延ノ結果  
「ハワイ」攻撃實施後トナレルヤモ知レサルカ我方所  
期ノ通り午後一時ニ會見取運ヒ居リタラハ交渉打切ハ開  
戦前ニ通報ヲ了シ居タル筈ナリ

從テ我方トシテハ開戦前交渉ヲ打切りタルモノト認メ居

レリ（右事情貴官限リノ御参考迄）

又交渉打切ノ通告ニ武力行使ノ意圖ヲ明示セサリシハ普  
通ノコトニシテ右明示ヲ期待スルハ寧ロ不思議ト云フヘ  
シ

四、我方カ軍事行動ノ準備ヲ遂ケ居リタルハ事實ナルモ前記  
ノ事情ニ鑑ミ右ハ自衛上當然ノ措置ト云フヘク要スルニ  
大統領ノ教書ハ不覺ニモ慘敗ヲ喫シタル爲國論ノ手前モ  
アリ自己ノ立場ヲ作ランカ爲ニ極力我方ヲ誣ヒ居ルモノ  
ト云フノ外ナシ

五、尙今次開戦ニ關スル政府聲明、交渉經過等ヲ利用シ機會  
アル毎ニ積極的ニ帝國ノ公正ナル立場ヲ説明シ貴仕國ノ  
輿論善導ニ努力セラレ度シ

編　注　電報番号及び個別の宛先は不明。

## 第二條

11 昭和16年12月11日

### 「日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國間協定」

付記一　条約局作成、「昭和十六年度執務報告」（昭和十

六年十二月）より抜粋

右協定締結の経緯

二 昭和十六年十二月十日

右協定に関する枢密院審査委員会議事要録

#### 日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國間協定

「アメリカ」合衆國及英國ニ對スル共同ノ戰爭ガ完遂セラ  
ル迄ハ干戈ヲ收メザルノ確乎不動ノ決意ヲ以テ大日本帝  
國政府、「ドイツ」國政府及「イタリア」國政府ハ左ノ諸  
規定ヲ協定セリ

#### 第一條

日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國ハ「アメリカ」合  
衆國及英國ニ依リ強制セラレタル戰爭ヲ其ノ執り得ル一切  
ノ強力手段ヲ以テ勝利ニ終ル迄遂行スベシ

日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國ハ戰爭ヲ勝利ヲ以  
テ終結シタル後ニ於テモ亦千九百四十年九月二十七日其ノ  
締結シタル三國條約ノ意義ニ於ケル公正ナル新秩序招來ノ  
爲最モ密接ニ協力スベシ

#### 第三條

日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國ハ「アメリカ」國ハ  
二十七日ノ三國條約ト同一期間有效タルベシ締約國ハ右有  
效期間ノ満了前適當ナル時期ニ於テ爾後ニ於ケル本協定第  
三條ニ規定セラレタル協力ノ態様ニ付了解ヲ遂グベシ  
右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協  
定ニ署名調印セリ

昭和十六年十二月十一日即チ千九百四十一年、「フアシス  
ト」曆二十年十二月十一日「ベルリン」ニ於テ日本文、  
「ドイツ」文及「イタリア」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

大 島 浩〔印〕

ヨアヒム、フォン、リッベントロップ〔印〕  
デイーノ、アルフィエーリ〔印〕

（付記一）

協定締結經緯

日米交渉ノ妥結ガ困難ト認メラル事態ニ立至リタル爲昭和十六年十一月末帝國政府ハ在京獨伊大使ニ對シ萬一日米衝突ノ起ルガ如キ場合ニ處スル獨伊兩國ノ態度ヲ聽取スルト共ニ在獨大島大使及在伊堀切大使ニ對シテモ夫々任國政府ノ意嚮ヲ確ムルノ措置ヲ執リタル處獨伊側殊ニ「ドイツ」國ニ於テハ右ノ如キ場合ニ於テハ帝國ト運命ヲ共ニスル意嚮ナルコト略明瞭ト爲レリ

次デ十二月五日「リッベントロップ」獨外相ハ大島大使ニ對シ「ドイツ」政府ハ獨伊ノ參戰及單獨不講和ニ同意ナル旨ヲ明ニスルト共ニ日本又ハ獨伊ガ米國ト戰爭狀態ニ入りタル場合ニハ獨伊又ハ日本モ直ニ米國トノ間ニ戰爭狀態發生セルモノト看做ス旨及日獨伊三國ハ米英ノ何レトモ單獨講和ヲ行ハザル趣旨ノ協定案文ヲ提示シ來レリ

其ノ後事態ハ急轉シ帝國ト米英トノ間ニハ戰爭狀態ノ發生ヲ見ルコト必然ノ狀勢ト爲リ獨伊側ノ對案殊ニ參戰義務ノ點ハ既ニ事態ニ副ハザルコト明瞭トナリタル爲帝國ノ提案ヲ基礎トシテ單獨不講和ニ關スル約定締結方ノ交渉ヲ行フ様大島大使ニ訓令セリ

然ルニ其ノ後間モナク帝國ノ米英ニ對スル宣戰ガ行ハルニ至リタル爲帝國政府ニ於テハ十二月八日直ニ在京獨伊大使ヲ招致シ右ノ趣旨ヲ説明シ併セテ帝國ハ獨伊ノ速ナル參戰ヲ期待シ居ル旨通告スルト共ニ在獨伊大使ニ對シテモ訓令ヲ發シ同様ノ措置ヲ執ラシメタル處「リッベントロップ」外相ハ八日大島大使ニ對シ事態ノ急轉ニ鑑ミ獨伊ハ速ニ參戰スベキモ宣戰ノ形式ニ關シ國民ニ好印象ヲ與フル様協議中ニシテ又單獨不講和協定ニモ異議ナク案文ニ付考究中ナル旨述ベタルガ更ニ九日在京「ドイツ」大使ヲ通ジ日、獨、伊三國協定案文ヲ提示シ來レリ

帝國政府ハ之ニ二、三ノ修正ヲ加ヘ案又ニ付先方ト折衝ヲ重ねタル結果日、獨、伊三國政府ノ意見完全ニ一致シ協定案文ノ確定ヲ見ルニ至レリ

(付記二)

日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國間協定ニ關スル

樞密院審査委員會議事要録

日 時 昭和十六年十二月十日午後三時半

場 所 宮中東溜ノ間控室ニ於テ

出席者 樞府側 全顧問官(金子顧問官ヲ除ク)

堀江書記官長、諸橋書記官、高辻書記官

政府側 東條首相、東郷外相、嶋田海相

森山法制局長官

武藤陸軍省軍務局長

岡 海軍省軍務局長

松本條約局長、阪本歐亞局長、西村條約

一課長、古内事務官、井手事務官

議長 開會ス  
(見当ラズ)

外相 別紙外務大臣説明案ニ依リ説明ス

尙案文ハ日本文及「ドイツ」文ノミニテ「イタリア」文  
ヲ缺如シ居ル處昨日「ドイツ」大使來訪ノ際ニ「イタリ  
ア」文ヲモ早速入手シ度キ旨要望シ置キ又出先ニモ訓令  
シアルモ未タ到着セズコノ點不備ナルモ本協定ノ成立ハ

成可ク速ナルヲ要スルヲ以テ「イタリア」文ヲ缺キタル  
點御容赦願度ク成可クハ本日夕刻迄ニ本協定ノ成立ヲ見  
得ル様希望ス

海相 本日二時二十六分飛行機魚雷ヲ以テ英國軍艦「レバ  
ルス」號ヲ擊沈シ二時五十分「プリンス、オヴ、ウェル  
ス」號ヲ擊沈ス(拍手)

石井 本協定ハ署名ト同時ニ實施セラレ且三國條約ト同一  
期間有效ナリトアルモ單獨不講和條約ナル以上三國條約  
ノ如何ニ拘ラス戰爭ノ繼續スル限りハ本協定ハ存續シ平  
和トナレバ消滅スルモノト了解ス然ルニ本協定ノ規定ニ  
依レバ平和ガ成立スルモ三國條約ノ有效期間内ニハ單獨  
不講和ノ條項存續スルコトトナル。第三條ノ新秩序招來  
ノ爲ノ協力ハ三國條約ノ規定上勿論ノコトナリ、果シテ  
然ラバ何故本協定ノ有效期間ヲ三國條約ト同一ナラシメ  
タルヤ

外相 本協定ハ第一條及第二條ヨリスレバ戰爭終了ト共ニ  
自然消滅スルコトトナルモ第三條ニ新秩序建設協力ニ關  
スル規定ヲ入レタル爲戰後ノ事態ヲ定メタル次第ニテ三  
國條約ノ期間ニテハ不充分ナラズヤト思惟シ三國條約ノ

期間内ハ勿論其ノ後ノ協力ヲモ豫想セシナリ。第三條ノ

關係ヨリ有效期間ノ規定ヲ設ケシ次第ナリ

石井 單獨不講和ハ戰爭ヲ對象トシ戰爭終了ト共ニ消滅ス

新秩序建設ニ付協力ヲ要ストセバ三國條約ニ付キ之ヲ改正スル方法アリ單獨不講和條約ニ斯ノ如キ有效期間ノ規定ヲ爲スハ不自然ナリ

外相 念ヲ入レ過キタル感アルモ三國ノ誼ヲ更ニ強化メントスル意味ニ解釋アリ度。單獨不講和ノミナラズ第一條及第三條ノ關係モアリ此ノ如ク規定セリ

石塚 前文ニ共同ノ戰爭ガ云々トアリ又第一條ニ「アメリカ」合衆國及英國ニ依リ強制セラレタル戰爭トイフ字句アルモ其ノ前提タル獨伊ノ參戰ニ關シテ積極的表現ナキ處條約ノ實施上何等差支ナキヤ

外相ノ說明ニ依リ「ドイツ」側ノ同意アリテ本協定ノ成立セシハ了解スルモ其ノ確實性ニ付多少疑問アリ積極的ニ參戰ストノ規定ハ不要ナルヤ

外相 「ドイツ」ノ參戰ハ事實問題ナリ。事實ハ先方ノ説明ニ依レハ議會ニ於ケル「ヒ」總統ノ演說ニ於テ明瞭トナリ戰爭ニ入ルコトナルベク御懸念ノ點ナシト思考ス

石塚 協定出來レハ參戰スルヤ

外相 八日大島大使ガ「リ」外相ト會見ノ際「リ」ハ「ヒ」總統ガ八日朝「ドイツ」全艦隊ニ對シ米船遭遇次第隨所ニ發砲スベキコトヲ命シタル旨語リタル由ナルガ「ドイツ」ノ對米參戰ノ意思ハ之ニテ明瞭ナリト思フ

清水 「ドイツ」ハ本日議會ヲ召集スル由ナルガ參戰ハ政府ガ報告スルヤ將又議會ガ決議スルヤ

外相 「ドイツ」ノ議會ハ宣戰講和ノ權限ヲ有セズ「ヒ」總統ガ全權ヲ委任セラレテ居ルヲ以テ議會ガ召集セラレテモ「ヒ」總統ノ報告アルノミナリ

和蘭ガ對日宣戰ヲ爲シタル旨ノ新聞報道アルモ正式ノ通報ナン之ガ事實ナラバ日本側ヨリ宣戰ノ要ナク戰爭狀態ハ發生ス

清水 中華民國ハ如何ナル態度ヲ執ルヤ

外相 (一昨日)南京政府ハ日本ト協力ストノ趣旨ノ報告ヲ受ケ居レリ昨日各國大使ノ出頭ヲ求メタル際中華民國大使ヲモ呼ビ日本ハ日米交渉ヲ纏メル考ナリシモ米ノ頑迷ニ依リ打切ラサルヲ得ザリシナリ今回ノ戰爭ハ先方ヨリ挑戰セラ

## 一 開戦に伴う対外措置

レタルモノナルモ一旦開始シタル以上充分勝抜ク決意ヲ

有シ居ルヲ以テ中華民國ニ於テモ日本ヲ信頼アリ度ク今後ハ相互ニ從來以上ノ協力關係ヲ維持スベキモ貴國ノ參戰ノ必要ハ認メ居ラズト説明セシニ大使ハ良ク之ヲ諒承シ汪主席ニ詳細報告スベント答ヘタリ

南 「リ」外相ト大島大使トノ會見ノ次第ハアルモ本協定

第一條ヲ三國間ニ實行スル場合ニ關シ從來何等カ話合ア

リシヤ又ハ將來アル豫定ナリヤ

外相 第一條ノ執り得ル一切ノ強力手段ニ付テハ今後充分

密接ナル協力ヲ爲ス積リナリ

首相 純軍事上ノ事ニ付テハ獨、伊ト軍事上ノ打合ヲ爲シ

遺憾ナキヲ期シ度

菅原 本協定ニ於テハ獨伊兩國カ對米戰爭ニ參加スト云フ

書振ニ爲リ居ラズ萬一參戰トナラザル事情ニ際會セバ本

協定ハ無効ト爲ルベシスル事態ナシトハ斷言シ得ズ、依

テ獨伊ガ參戰ヲ實行シタル後本協定ニ調印スルコトトシ

參戰ヲ條件ト爲シ度存スル所其ノ必要ナキヤ

外相 本協定ガ獨伊兩國ノ參戰ヲ前提トセルモノナルコト

御說ノ通ナリ獨伊ガ本協定成立前ニ參戰スルコト時ノ關

係上必要ナルガ如キ感アルモ本協定調印ト同時ニ參戰ノ

意思明トナルヘシ即チ調印ト同時ニ「ドイツ」國ハ議會ニ於テ參戰ノ意思ヲ明ニシテ參戰スル次第ナルヲ以テ先方ノ言分ヲ信頼シテ可ナルベシ

菅原 外相ノ説明ハ尤ナルモ實際未ダ參戰セザルニ參戰ス

トノ考ヲ以テヤルハ如何カト思ヒタリ疑ノ儘ニ殘シ置ク

ベシ

首相 政府トシテハ斯ル緊急ノ際「ドイツ」側ノ言ヲ信ジ

テ調印シ度キ意向ナリ

林 「ドイツ」側トノ交渉ノ話ハアリタルモ伊側ハ如何ニ

ナリ居ルヤ

外相 「イタリア」側ニ對シテハ「ドイツ」ト同様ノ交渉

ヲシ居レリ。案文其他ニ付テハ主トシテ「ベルリン」ニ

於テ交渉シ伊側モ之ニ共同シ居レリ「イタリア」トハ

「ドイツ」程緊密ナ連絡ナカリシモ三國間ニ於テハ充分

ニ意見一致シ居レリ

林 「ドイツ」ハ東部國境ノ戰爭ヲ停止セリトノ事ナルガ

果シテ事實ナリヤ右ニ關シ何等カ發表セラレシ事實アリ

ヤ又帝國大使ニ對シ話アリシヤ

外相 御話ノ件ハ新聞デ承知セルニ過ギズ公電ナク又大使

ガ「ドイツ」側ヨリ報告ヲ受ケシ事實ナシ只事實ニ付テ

之ヲ見ルニ「モスコ一」以北ハ氣温低キ爲活動困難ニシ

テ軍事行動ヲ停止セシナルベシ而シテ南部「コーカサス」

「アフリカ」方面ニ於テ活動スル爲ニ東部方面ヲ控目ニ

爲シタルコト當然ナルベシ

二上 本協定第二條ノ單獨不講和條項ハ條約上先例多シ其

ノ先例ト第二條トヲ比較シテ説明アリ度日英同盟及「ロ

ンドン」宣言ニ先例アリト思フ單獨不講和ノ内容ハ休戰

講和ノミナラズ講和ノ交渉談判ヲモ包含セシメ度本條項

ニテハ交渉ハ別々ニ爲シ得ル様解釋セラルルト思フガ如

何

外相 單獨不講和ノ先例ハ種々アリテ同一ナラズ本協定ニ

於テハ休戰講和及談判ノ凡テヲ含マシメ相互ノ完全ナル

了解ニ依ルニ非レバ休戰講和ヲ爲サザルベキコトヲ約セ

ルガ之ニ依リ事態ニ應ジテ日本ノ必要トスル所ヲ充シ得

ルト思フ

二上 本條項ニ依レバ休戰又ハ講和ノ締結迄ハ實際上單獨

ニヤリ署名、調印ノミ共同ニ爲スモノノ如ク思ハル日英

同盟ノ規定ト同一ナリヤ

外相 第二回日英同盟協約第六條ニハ講和モ亦双方同意ノ

上ニ於テ之ヲ爲ストアリ本協定ノ方一層詳細ナリ

二上 休戰ノ範圍如何

外相 休戰ハ政府ノ命ヲ受ケテ爲ス行動ヲ云ヒ軍當局ノ局

部的ナル取極ノ如キハ含マザルモノト考フ

二上 單獨不講和條項ハ戰爭繼續中ノミ存續シ戰爭終了ス

レバ當然終ルモノナリ從ツテ第四條ニ依リ戰爭終了後モ

本協定カ存續スルコトトナルハ面白カラズ又戰爭繼續中

三國條約ノ終了スルコトモ有リ得ベク本條項ハ有害無益

ナルモノト思フ

外相 有效期間ノ問題ニ付第一條及第二條ハ戰爭ニ關スル

モノナルヲ以テ戰爭終了スレバ當然消滅ス即チ第四條ノ

規定ニ拘ラズ第一條及第二條ハ適用ノ目的物ヲ失ヒ自然

消滅ス第四條ハ第三條ノ戰爭終了後ノ新秩序建設協力ニ

關スルモノニシテ一應期限ノ有ルコト必要ト思フ又三國

條約ハ今後九年ノ有效期間有ル處三國條約失效後モ協力

態様ニ付相談スルコトトナリ居リ御心配ノ要ナシト思フ

二上 第三條ノ有ルコトハ差支ナキモ三條ガアレバ四條ガ

## 一 開戦に伴う対外措置

必ズ必要ナリトハ思考セズト指摘シ置クニ止ムベシ

本文ハ日本文ト「ドイツ」文ノミニテ「イタリア」文間ニ合ハズトノ事ナルガ斯クテハ内容ノ一部ヲ缺如セル次第ニテ之ガ先例トナルコトナキ様切望ス「イタリア」文モ正文ニテ署名調印セラルモノナル故將來斯ルコトナキ様希望ス

「ローマ」ノ大使館ハ勿論ノ事ナルベキモ「ベルリン」大使館ニモ「イタリア」語ヲ解スル人アリヤ

外相 只今ノ點良ク諒承セリ成ル可ク「イタリア」文ヲ入手スベク努メタルモ急速成立ノ要極メテ緊切ナルモノアリタル爲、日、獨文ノミニテ御願セシ次第ナリ尙「ベルリン」大使館ニハ「イタリア」語ノ出來ル書記官アリ安心アリタシ

大島 「ドイツ」ノ提案ヲ修正サレシ點ハ如何ナル點ナルヤ

外相 修正ヲ申入レシ大要ハ條約ノ趣旨ヲ明ニスル點多シ小幡 「ドイツ」ノ參戰ノ時期如何、既ニ大西洋上ニ於テ

獨海軍ハ米海軍ト戰鬪ヲ交ヘ居ルトノ事ナルガ之ハ對米宣戰ト見ラレザルニ非ルモ兩三日來ノ新聞ニ「ドイツ」

ハ二十四時間内ニ參戰ストノ前觸アリシモ未タ實現ヲ見ズ日獨兩國政府間ニ對米宣戰ニ付何等力了解アリタリヤ、又條約發表ヲ以テ宣戰スルヤ「ヒ」總統ガ議會ニ於テ演說ストノ事ナルガ其邊ノ事情御説明アリ度

外相 「リ」外相カ大島大使ニ言明セシコトハ宣戰布告ニ付テハ「ドイツ」ニテハ「ヒ」總統ガ本日議會ニ於テ宣言スル筈ナリ私トシテハ之ヲ信用スル外ナシ「ドイツ」ニテハ宣戰ハ「ヒ」總統ガ議會ニテ宣言スル例ニテ獨「ゾ」戰ノ際モ「ヒ」總統ガ議會ニテ宣言セシコトガ宣戰ナリキ今度ノ場合モ同様ト思フ

小幡 共同ノ戰爭ガ完遂セラルルトハ具体的ニ如何ナル意味ナリヤ敵國ノ屈服ノ意味ナリヤ

外相 完遂トハ先づ講和ヲ意味ス、講和ナキヤモ知レザルモ然ル場合戰爭目的ガ達セラルル場合ヲ指ス

小幡 三國條約ノ意義ニ於ケル公正ナル新秩序トハ如何ナル意ナリヤ新秩序ニ付何等カ獨伊ト話合アリシヤ

外相 文字通り公正ナル新秩序ノ意ナリ今日迄獨伊ト新秩序ニ付具体的的話合ハナシ

小幡 現在政府ニ於テハ新秩序ヲ如何ナル風ニ考へ居ラルヤ

外相 政府内部ニ於テ新秩序ノ研究検討ヲ爲シ居レルカ要

スルニ日滿支力根幹ト爲リ東亞諸民族ヲ政治的、經濟的

ニ一「ブロック」トシテ進ミ各民族各其所ヲ得セシム

ルコトヲ以テ新秩序ヲ作ラントスルニ在リ、三國條約ニ

規定セラレシ新秩序即チ歐洲ニ於テハ獨、伊、東亞ニ於

テハ日本ガ之ニ當ルコトヲ明ニシタルナリ

小幡 東亞ニ於ケル新秩序ニ付テハ日本ガ之ニ當リ獨、伊

ノ容喙ヲ許サザル意ナリヤ又協力スル意ナリヤ支那問題

ニ付將來日獨間ニ利害同ジカラザルコト有リ得ベシト思

フ又爾餘ノ東亞圈内ノ利權ニ付テモ考慮シ置クベキナリ

外相 「ドイツ」トノ間ニ三國條約締結ノ際新秩序ニ關ス

ル話合アリシモ具体的ニ詳細ナル話合アリタルコトハ承

知セズ、支那其他ノ地方ニ付日獨利害ノ衝突ハアルベキ

モ調整スル考ナリ只東亞ニ於テハ日本ガ主導的立場ヲ執

ルコトヲ意味ス

石井 獨、伊トモ既ニ對米宣戰ヲ爲セシモノト思ヒ居タル

ニ外相ノ説明ニ依レバ然ラズ、「ヒ」總統ガ十日演說ヲ

爲ストノ事ニテ又米艦ニ對スル發砲命令ニ就テハ祕密ニシ度シトノ事ナルガ米ニ對スル宣戰ヲ躊躇シ居レルヤノ

感ナキ能ハズ伊ニ付テハ宣戰ノ氣配スラ無キ模様ナリ又

協定案伊文ハ調印ノ際ニハ有ルベキモノト思フガ如何

外相 「リ」外相カ大島大使ニ對シ發砲命令ヲ祕密ニ致度シト云ヒシハ作戰上ノ爲ナリ

伊側ニ對シテハ在伊大使館ニモ訓令シ置キ又「ベルリン」ニ於テモ連絡シ居ル故伊ノ同意ハ疑ナク宣戰モ又遲滯ナク爲ス様充分手續ヲ執リ居レリ

「ベルリン」ニ於テ調印スル場合ハ伊文モ渝ヒタル上ニテ爲スコト勿論ナリ

南 本協定ハ祕密協定ナリヤ公布セラルルヤ

外相 公布ス

伊澤 日本ニ於テハ宣戰ノ布告ハ詔勅ナルガ「ドイツ」ニ於テハ如何ナル形式ニ依ルヤ

外相 「ドイツ」ニ於テハ「ヒ」總統ガ全權ヲ委任セラレ居ルヲ以テソノ議會演說ヲ以テ宣戰布告ト爲シ居レリ又

伊ニ付テハ堀切大使ガ「チアノ」外相ヲ往訪シ日本ガ對米英宣戰ヲ爲セバ伊モ亦直チニ參戰スルヤト問ヒタルニ

對シ「チ」外相ハ當然參戰スベキモ「ドイツ」ト協力スル必要アリ「ドイツ」ト話合ノ上爲スベキ旨答ヘタリ

眞野 宣戰布告ニ和蘭ガ除カレタル理由如何「ヒ」總統ノ宣戰布告中ニハ米英ノ外和蘭ヲモ含ムヤ

首相 和蘭ヲ除外シタルハ意識的ニ爲シタルモノナリ獨ニ取り和蘭ハ眼中ニ無キ故宣戰布告中ニハ之ヲ含マザルベシ

(付記)

東鄉外務大臣談話

(十二月十一日午後十一時  
外務省發表)

帝國カ米英兩國ニ對シ干戈ヲ執リ起ツテ間モナキ本十一日伯林ニ於テ日獨伊三國間ニ米英ニ對スル共同戰爭完遂、單獨不講和及世界新秩序建設ニ對スル協力ヲ嚴肅ニ誓ヘル協定力急速ニ調印セラレタルコトハ衷心ヨリ慶祝ニ堪ヘヌ所アル

三國條約ノ誼ニ由リ帝國ト堅ク結ハルル獨伊兩國カ本日米國ニ對シ戰ヲ宣シ帝國ト相呼應シテ蹶然對米戰争ニ參加スルト共ニ本協定ニ依リ共同ノ戰爭ヲ光輝アル勝利ヲ以テ終結スル迄遂行スヘキ旨ヲ明ニセルコトハ皇軍ノ驚異的戰果ト相俟テ世界新秩序建設ニ邁進スル帝國ノ國運真ニ前途洋洋々タルヲ覺エシメ之レ偏ニ 大御稜威ノ然ラシムル處ト感激ヲ禁シ得ナイ次第テアル目下世界ハ歷史上殆ト比類ナキ大

轉換期ニ際會セル次第テ茲ニ帝國カ光輝アル戰勝ノ確信ト覺悟トヲ固メ盟邦獨伊方面トノ緊密ナル協力ノ下ニ公正ナル新秩序ノ建設並ニ道義的世界ノ樹立ニ邁進スルノハ欣快措ク能ハサル所アル

一 開戦に伴う対外措置

12 昭和16年12月11日

在獨國大島(造)大使より  
東鄉外務大臣宛(電報)

リッペントロップより在獨國米國大使へ宣戰

通牒の手交について

付記 昭和十六年十二月十一日發表

独伊両国の対米参戦に関する東郷外相談話

ベルリン 12月11日後発

本 省 12月12日前着

第一四六二號(緊急)

十一日伯林時間午後二時半「リ」外相ヨリ米大使ニ對シ宣戰ノ通牒ヲ手交シ其ノ旨直ニ發表セリ

在独國大島大使より  
東郷外務大臣宛(電報)

対米英戦緒戦の評価及び今後の協力方針に關するヒトラー内話について

ベルリン 12月13日後発  
本省 12月14日夜着

<sup>(1)</sup> 第一四七一號(館長符號扱)

十三日「ヒ」總統ノ求ニ依リ往訪約一時間ニ亘リ會談セリ  
「リ」外相同席ス要旨左ノ如シ

一、「ヒ」ハ帝國政府ノ決意及皇軍ノ勇敢ナル戰果ニ對シ心  
カラノ歎賞ト感激ヲ述ヘ更ニ今回日本カ謙讓ヲ以テ平和  
的ノ解決ヲ圖リ一度劍ヲ拔クヤ敢然猛烈ナル攻擊ニ出テ  
タル開戦前後ノ遣口ハ自分カ對波蘭戰諾威作戰ニ於テ執  
リタル措置ト全ク同一ニシテ深ク喜フ所ナル旨竝ニ獨モ  
ハツキリ對米宣戰ヲ爲シ得ルニ至リタルハ自分ノ最モ欣  
快トスル旨ヲ語リタル後御承知ノ通り自分(「ヒ」)ハ一旦  
事ヲ始メタル以上中途ニシテ止ムルコトハ出來サル人間  
ニシテ勿論今回ノ戰争ハ日伊ト共ニ最後ノ目的貫徹迄徹  
底的ニ戰ヒ抜ク決心ナルヲ確信セラレタシト述ヘタリ

二、次テ「ヒ」ハ自分ハ日米開戰ノ報ヲ聞クヤ直ニ出先潛水  
艦等ニ對シ爾今米國艦船ニ對シ當方ヨリ積極的ニ攻擊ス  
ヘキコトヲ命シタル旨語リ今日迄ハ各潛水艦長ハ先ツ英  
國船ナルヤ中立國船ナルヤヲ見分ケタル後ニアラサレハ  
攻擊ヲ開始シ得サルノ苦衷アリタルカ今ヤ何等ノ顧慮ナ  
ク思ヒ切ツタル攻擊ヲ爲シ得ルコトトナリ大イニ能率ヲ  
上ヶ得ヘシト述ヘタリ

三、對蘇戰ニ關シテハ最近急激ニ寒氣至リ中北部戰線ノ溫度  
ハ零下三十八度ニ上リ事實上戰鬪不可能ナルニ依リ此ノ  
機會ニ戰線ヲ整理短縮シ「レニングラード」「タガンロ  
グ」ニ至ル略一直線ノ線ニ於テ冬營シ弗々最前線ニアリ  
タル裝甲兵團、機械化部隊ヲ後方ニ下ケ機材ノ修理整備  
ヲ行フト共ニ鐵道建設其ノ他後方補給ノ整備ヲ行フ積リ  
ナリ其ノ爲一部ニ於テハ二、三十糠後退スルコトアルヤ  
モ知レサルカスル地域ノ喪失ハ勿論問題トナラス來春天  
候恢復シ再ヒ戰鬪可能ノ狀況トモナレハ更メテ大攻擊ヲ  
行フ豫定ナリ尤モ「コーカサス」ニ對シテハ凡ユル方面  
ヨリ(黑海、土耳其方面ヨリノ意ナルヘシ)攻擊ヲ續行ス  
ヘク「レニングラード」「セバストポール」ハ引續キ攻

四、北阿戰線ニ關シ既ニ「ケツスルリング」麾下ノ大空軍地

中海方面ニ派遣セラレ潛水艦ノ活動ト相俟チ地中海ニ於ケル獨伊ノ地位ハ決シテ御心配ノ要ナシト述ヘタリ

五、尙本使ヨリハ日米交渉カ飽迄三國條約ノ範圍ニ於テ行ハレタル次第ヲ述ヘタルニ「ヒ」ハ開戦前平和的態度ニ出

スルハ當然ナリト述ヘ又對蘇政策ニ關シ貴電第九八五號(當ラズ)ノ趣旨ヲ説明セルニ「ヒ」ハ直ニ當然ノコトナリト語リ

更ニ本使ヨリ現在迄ノ戰果ヲ説明セルニ「ヒ」ハ興味深ク之ヲ聽取シ本使ヨリ我軍カ海峽植民地ヨリ緬甸方面ニ進駐スル際ニハ獨軍モ近東ニ進出シ相呼應シテ英國打倒ニ協力シタキ旨述ヘタル處「ヒ」ハ獨トシテモ勿論出來得ル限り協力ヲ爲スヘキ旨述ヘタリ

14  
昭和16年12月16日

### 第七十八回帝国議会における東郷外相演説

付記 昭和二十一年五月、条約局法規課作成

〔宣戰及び斷交事情摘要〕

臨時議會ニ於ケル東郷外相演説（十二月十六日）

畏クモ本月八日米英兩國ニ對スル宣戰ノ大詔渙發セラレ

マスルヤ皇軍ハ忽チニシテ太平洋ヲ制壓シ國威ハ宇内ニ輝キ國運將ニ劃期的發展ノ緒ニ就キモシタ秋ニ當リ茲ニ諸君

ト相見エ所見ヲ開陳スルハ私ノ最モ光榮且欣幸トスル所デアリマス。

日米交渉ヲ打切ルノ止ムヲ得ザリシ事情ハ曩ニ詳細公表致シマシタ通リデアリマスルガ今次大戰ノ由テ來ル所ハ米英兩國政府ガ帝國ニ對シ重慶政權援助ニ依ル對日壓迫ニ慊ラズ進ンデ經濟斷交ヲ行フト共ニ八ヶ月ニ涉ル我方ノ公正ナル主張ニ耳ヲ藉スコトナク、却テ南方ニ包圍陣ヲ強化シ帝國ニ對シ挑戰的態度ヲ執リ來ツタコトニ存ズルノデアリマス。更ニ其ノ根源ヲ究明スレバ米英兩國政府ガ專ラ自國ノ利益本位ノ現狀維持ヲ計リ萬邦共榮ノ要義ヲ排除シテ其ノ搾取的支配ヲ押通シ全世界ヲ其ノ制覇ノ下ニ屈從セシメントシタルコトニ原因スルモノデアリマス。而モ驕慢ナル米英兩國政府ハ帝國ノ實力ヲ輕侮シ軍事的經濟的威嚇ヲ以テ容易ニ帝國ヲ屈服シ得ベシト臆斷シ交渉ヲ遷延セシメツツ包圍ノ態勢ヲ強化シ來ツタノデアリマス。

若シ夫レ米英兩國ノスル態度ヲ容認スルガ如キコトアルトセバ帝國ハ支那事變四ヶ年餘ニ瓦ル建設的成果ヲ犠牲ト

スルニ止マラズ、帝國ノ生存ヲ脅威シ權威ヲ失墜セシムルコトナルノデアリマスルノデ帝國政府ハ本交渉打切ヲ米國政府ニ通告シ帝國ノ自存ノ爲又東亞ノ安定ノ爲已ムヲ得ズ米英兩國ヲ敵トシテ立上ルニ至ツタノデアリマス。

然ルニ米國政府ハ帝國ガ無警告ニ突如戰爭ヲ開始セリト宣傳シテ居ル趣デアリマスガ先ヅ決戰態勢ヲ執リ挑發シ來ツタモノハ米國政府自體デアリマス。帝國ノ平和維持ニ關

スル熱望ヲ裏切り戰ヲ我ニ強制シタルモノハ實ニ米英兩國政府デアリマス。私ハ前議會ニ於テ帝國ノ協調的ノ態度ニモ自ラ限度アルコトヲ明確ニシテ置イタノデアリマシテ此ノ點ハ米國政府ニ於テモ充分承知シテ居ツタ筈デアリマス。又米國政府ハ帝國ノ容認シ得ル限度ガ如何ナルモノナリヤニ付テモ長日月ノ交渉ニ依リ篤ト承知シテ居ツタ筈デアリマス。夫レニモ拘ラズ米國政府ガ此ノ限度ヲ超エタル要求ヲ我ニ強要スルコトガ如何ナル結果ヲ招來スルヤハ米國政府ニ於テ當然豫測シ居タル筈デアリマス。若シ夫レ帝國ノ協調的態度ニモ限度アリトノ聲明ヲ駆引又ハ恫喝ナリト考

ヘテ居ツタトスレバ米國政府モ迂闊デアツタト云フノ外アリマセン。

目下米英兩國民ハ自己ノ非ヲ蔽ハントスル政府ノ宣傳ニ耳ヲ奪ハレテ居ル模様デアリマスガ、段々其ノ氣持ガ落着クニ從ヒ冷靜ニ戰爭ノ發生原因ヲ考察シ日米交渉ヲ正シク批判シローズヴエルト、チャーチル外交ヲ再吟味シ此ノ戰爭ノ眞ノ原因ガ那邊ニ存ズルヤノ點即チ米英現政府ガ總テ其ノ責ニ任ズベキモノナルコトニ付了得シ來ルベシト考フルモノデアリマス。

今次ノ對米英戰爭ハ要スルニ國際體制ニ於ケル舊秩序維持ト新秩序建設ノ鬪爭戰タルノ本質ヲ有スルノデアリマス。米英兩國政府ハ舊秩序維持ノ爲ノ手段トシテ從來全世界ニ瓦リ自己ニノミ好都合ナル原則ヲ固執シテ參ツタモノデアリマシテ今次交渉ニ於テモ米國政府ハ英國政府ト苟合シリマジテ己の原則ノ主張ヲ一步モ譲ルコトナク支那其ノ他ノ諸國ヲ隸屬視スル傳統的態度ヲ更メナカツタモノデアリマス。從テ今次ノ戰爭ハ大東亞解放ノ性格ヲモ有スルモノデアリマス。此ノ點ハ我國民ノミナラズ東亞ノ諸國ガ篤ト了解スベキ所デアリマス。從テ帝國ガ一度奮起スルヤ東亞ノ諸國ハ

帝國ノ平和理念及今次大戰ノ由來ヲ了解スルトモニ東亞ノ大勢ヲ明察シテ翕然トシテ帝國ニ協力シテ參ツタノデアリマス。

即チ滿洲國ハ逸早ク帝國ト全面的ニ協力スルノ態度ニ出ヅルコトヲ闡明シ又中華民國國民政府モ帝國ニ對シ完全ナル協力ヲ聲明セル次第アリマス。今ヤ過去百年ノ久シキニ瓦ツテ東亞ヲ植民的搾取ノ對象トナシ來ツタ米英ノ勢力ハ支那ヨリ驅逐セラレントシツツアルノデアリマシテ開戦後忽チニシテ米英ノ支那ニ於ケル搾取政策ノ據點タリソ粗界其ノ他ニ於ケル政治的勢力ガ排除セラルニ至リマシタコトハ三十年前ノ中華民國國民革命ノ第一ノ宿願ガ今日始メテ達成セラレタモノデアリ、其ノ意義極メテ重大ト申サネバナラヌノデアリマス。

更ニ「タイ」國トノ關係ニ於キマシテハ同國政府ハ克ク帝國ノ意圖ヲ諒解シマシテ其ノ決斷ニ依リ帝國軍隊ノ「タイ」國通過ニ關シ了解ノ成立ヲ見、爾來帝國軍隊ハ平和裡ニ同國ヲ通過シツツアリマス。而モ今回更ニ攻守同盟締結方ニ關シ坪上大使ト「ピブン」首相トノ間ニ意見ノ合致ヲ見マシタルコトハ獨リ日「タイ」兩國ノ爲ノミナラズ東亞

ノ興隆ノ爲寔ニ喜バシキ限りデアリマス。尙佛領印度ニ於テモ佛國側ガ帝國ノ立場ニ充分ナル理解ヲ示シ帝國ト佛印トノ協力ヲ一層強化スルノ態度ニ出デ共同防衛ノ實施ニ付凡有ル便宜ヲ供與シテ居ルノデアリマス。如斯ニシテ赫々タル戰果ト相俟ソテ友邦トノ平和的提携ニ依リ包圍陣突破ノ態勢ガ急速ニ擴充強化セラレタノデアリマス。

從來東亞ノ諸國中ニハ帝國ノ眞意ヲ了解セズ疑惑ノ眼ヲ

以テ眺ムルモノモ存シタノデアリマスガ今回帝國ガ破邪ノ劍ヲ振フヤ東亞ノ諸國ハ帝國ノ目標トスル所ガ東亞ノ解放興隆ニ在ルコトヲ了解シ衷心協力スルニ至ツタノデアリマス。斯クシテ東亞ハ其ノ本然ノ姿ニ歸リツツアルノデアリマシテ、眞ニ慶賀ニ堪エザル所デアリマス。素ヨリ之ニ依リ東亞諸國ノ帝國ニ對スル期待ヲ増大セルコトハ申ス迄モナイノデアリマシテ、之ニ伴フ帝國ノ責任ハ一層重大トナツタノデアリマスガ我國民ハ此ノ期待ニ副ハシガ爲牢固タル覺悟ヲ以テ最善ノ努力ヲ致スベキデアリマス。

更ニ進ンデ獨伊兩國トノ關係ニ付テハ御承知ノ通り帝國ノ對米英宣戰ニ引續キ去ル十一日獨伊兩國ハ米國ニ對シ宣戰スルト共ニ伯林ニ於テ獨伊三國間ニ新タル協定ガ成

立致シマシタ。即チ之ニ依リ日獨伊三盟邦ハ米英兩國ヲ共

同ノ敵トシテ勝利ニ終ル迄干戈ヲ收メザル確乎不動ノ決意ヲ闡明シ單獨不講和ヲ約シ且三國同盟條約ノ意義ニ於ケル新秩序建設ニ對スル協力ヲ誓ツタモノデアリマスルガスノ如キ戦争ノ共同遂行ト共ニ世界究極ノ平和ヲ目標トスル條約ガ三國間ニ締結セラレ、東西ニ位スル日獨伊三國ガ更ニ

團結ヲ固メマシタコトハ誠ニ史上ノ壯觀デアツテ三國ノ協力ハ必ズヤ之ガ結實ヲ見ルベキコト毫モ疑ノ餘地ガナインデアリマス。尙歐洲ニ於キマシテハ獨伊兩國ノ外洪牙利、<sup>(アヌ)</sup>羅馬尼、芬蘭ハ曩ニ英國ト交戦狀態ニ入ツタデアリマスルガ今次獨伊ノ對米宣戰後直チニ洪牙利、羅馬尼及「ブルガリア」ハ對米參戰ヲ宣シマシタ。

斯ノ如ク歐洲ノ諸盟邦ガ帝國ニ呼應シテ共通ノ敵ニ向ツテ立上リツツアルコトハ眞ニ快心ニ堪エザル所デアリマス。今ヤ世界ハ前古ニ比類ナキ大轉換期ニ際會シテ居ルノデアリマスルガ、帝國ハ益々獨伊始メ盟邦諸國トノ提携ヲ緊密ニシ此ノ正義ノ爲ノ戰爭ヲ完全ナル勝利ニ至ル迄遂行スルト共ニ、米英兩國ノ現狀維持ヲ基礎トスル獨善的平和理念ヲ排撃シ公正ナル新秩序ノ建設ニ邁進シ恆久的世紀平和ノ

確立ニ貢獻セントスルモノデアリマス。

最後ニ蘇聯邦トノ關係ニ付テハ前議會ニ於テ明カニ致シ置キマシ通、帝國政府ハ北方ノ安全ヲ確保セントスル態度ニ何等ノ變更ナキモノデアリマスルガ蘇聯政府ニ於テモ曰蘇中立條約ヲ遵守スルノ意向ハ屢々之ヲ表明致シテ居ル次第デアリマス。

凡ソ一國ガ四圍ノ不當ナル障害ニ依テ平和裡ニ自然的發展ヲ爲スヲ阻止セラル場合ニハ其ノ障害ヲ排除スル爲干戈ヲ執ルノ已ムヲ得ザルニ至ルコトアルハ世界史上幾多ノ事例ヲ存シ我が明治ノ發展期ニ於テモ日清日露戰役ニ於テモ此ノ實例ヲ見タ次第デアリマスガ、今次大東亞戰爭ハ帝國ノ隆替ノミナラズ東亞ノ興亡世界ノ運命ノ岐ルル所デアリマシテ其ノ意義重大ナルハ日清、日露兩役ニ幾倍スルモノガアリマス。尙又今次戰爭ハ長期戰ヲ豫想セラレマスノデ内ニ在リテハ一億一心鐵ノ如キ結束ノ下ニ如何ナル困苦缺乏ニモ堪ユルノ決意ヲ固メ、外ハ帝國ト志向ヲ同ウスル友邦各國トノ一層緊密ナル聯繫ニ力ヲ致シ戰爭目的ノ貫徹ニ完璧ヲ期スルノ要アルヲ痛感スルモノデアリマスガ帝國ニシテ右ノ覺悟ヲ持シ必勝ノ信念ヲ以テ邁進スル場合光輝

アル終局的勝利ヲ博スベキコトヲ信ジテ疑ハザルモノデアリマス。

### (付記)

昭和二十二年五月

#### 宣戰及び斷交事情摘要

##### 條約局法規課

目次

#### 一、敵國

##### (一) 我國より宣戰したる諸國

米國及び英國、濠洲連邦、カナダ、南阿連邦及びニ

##### ユーランド)

##### (二) 我國に對し宣戰したる諸國

コスタリカ國、ドミニカ國、ホンデュラス國、グアテマラ國、ニカラグア國、サルヴァトル國、ハイチ國、パナマ國、オランダ國、キューバ國、リベリア國、シリヤ國、レバノン國、サウディ、アラビア國、ソヴィエト社會主義共和國連邦

#### 一 開戦に伴う對外措置

##### (三) 我國に對し斷交しその後宣戰したる諸國

ベルギー國、メキシコ國、イタリー國、ボリヴィア

國、エクアドル國、ペルー國、パラグアイ國、ヴェネズエラ國、ウルグアイ國、トルコ國、エジプト國、アルゼンティン國、イラン國、チリ國、ブラジル國、ギ

リシャ國、ノルウェー國

#### 二、斷交國

コロンビア國、フィンランド國、ルーマニア國、ブルガリア國、スペイン國、デンマーク國

#### 一、敵國

##### (一) 我國より宣戰したる諸國

帝國は昭和十六年十二月八日、米國、英國、濠洲連邦、「カナダ」、南阿連邦及び「ニユージーランド」に對し、帝國は同日以降之等諸國と戰争狀態に入れる旨通告したり。

##### (二) 我國に對し宣戰したる諸國

○「コスタ・リカ」國は同國外務大臣發在「パナマ」

帝國公使あて昭和十六年十二月七日附(當該國時間)

電報をもつて宣戰を通告したり。

○「ドミニカ」國は「キュバ」國駐劄同國公使を通じ、「キュバ」國駐劄帝國臨時代理公使に對し帝國との

間に戰爭狀態發生せる旨を通告し(日附不明)且右は帝國臨時代理公使の依頼に基き「キュバ」國駐劄獨國公使より獨國外務省經由在京獨國大使館に打電せ

られ、在京獨國大使館より、昭和十六年十二月十七日外務省に通達せられたる處、「ドミニカ」國の帝國に對する戰爭狀態發生の通告は、昭和十六年十二月八日(當該國時間)になされたりと認めらるるをも

つて帝國は「ドミニカ」國は同日以降帝國と戰爭狀態に入りたるものと看做せり。

○「アルゼンティン」國外務省に達したる公電に依れば「ホンデュラス」國、「グアテマラ」國及「ニカラグア」國は帝國に對し宣戰せる旨昭和十六年十二月九日附をもつて、「アルゼンティン」國駐劄帝國大使より公電接到せるに依り帝國は右三箇國は同月八日(當該國時間)以降帝國と戰爭狀態に入りたるものと看做せり。

○「サルヴァドル」國は同國外務大臣發在「メキシコ」

帝國公使あて昭和十六年十二月八日(當該國時間)附公文をもつて宣戰を通告したり。

○「ハイチ」國外務大臣は昭和十六年十二月八日(當該國時間)附東鄉外務大臣あて電報をもつて帝國に對し宣戰を通告したり。

○「パナマ」國外務大臣は昭和十六年十二月九日(當該國時間)同國駐劄帝國公使に對し戰爭狀態發生せる旨を通告しさらに昭和十六年十二月十七日在京同國公使を通じ右の旨を通告したり。

○「オランダ」國は昭和十六年十二月十日在京同國公使を通じ帝國に對し戰爭狀態發生せる旨通告したり。

○「キューバ」國は昭和十六年十二月十日(當該國時間)同國駐劄帝國臨時代理公使に對し公文をもつて帝國との間に戰爭狀態發生せる旨を通告したり。

○「リベリア」國は昭和十九年一月二十六日樞軸諸國に對し宣戰したる旨報せられたる處、その後、同國の利益保護引受方に關する同年十一月十日附在京瑞西國公使來翰に依り同國は昭和十九年一月二十七日

(當該國時間)以降帝國と戦争状態に入りたるものなること確認せられたり。

戦をなす旨通達せり。

### (三) 我國に對し斷交し、その後宣戰したる諸國

○「シリア」國はロイター(一月二十六日)電に依れば、昭和二十年一月二十六日(當該國時間)同國大統領は當日午後より樞軸諸國と戦争状態に入る旨宣言せるにより同日以降帝國と戦争状態に入りたるものと看做せり。

○「レバノン」國はロイター(一月二十七日)電に依れば、昭和二十年二月二十七日(當該國時間)同國議會

は對日宣戰を議決發表布告せることにより同日以降帝國と戦争状態に入りたるものと看做せり。

○「サウディ・アラビア」國は米國官用電(三月一日)に依れば、昭和二十年三月一日(當該國時間)同國政府は、日獨兩國に對し宣戰を布告せる旨發表したるに依り、同日以降帝國と戦争状態に入りたるものと看做せり。

○「ソヴィエト」社會主義共和國連邦は、昭和二十年八月八日夜、モロトフ外務人民委員をして、同國駐箚帝國大使に對し八月九日(當該國時間)より對日宣

帝國外務省に通達せられたり。  
○メキシコ國外務大臣は昭和十六年十二月八日(當該國時間)同國駐劄帝國公使に對し口頭をもつて國交斷絶の旨を通告し、更に昭和十六年十二月十一日在京同國公使を通じ、右の旨を通告したり。次で同國は昭和十七年六月一日同國における帝國の利益代表國たる葡萄牙國の同國駐劄代理公使を通じ、帝國に對し同年五月二十二日(當該國時間)以降戦争状態發生せる旨を通告したり。

○イラーク國は昭和十六年十一月十六日(當該國時間)同國駐劄帝國臨時代理公使に對し國交を斷絶せる旨を通告したり。次で同國は昭和十八年一月三十日土

耳其國外務省を通じイラーク國は昭和十八年一月十七日（當該國時間）以降帝國に對し戰爭狀態に入る旨の一月二十一日付イラーク國外務大臣發帝國政府あて通告文を土耳其駐劄帝國大使あて送付し越したり。

○ボリヴィア國は昭和十七年一月二十八日（當該國時間）同間同國駐劄帝國外交官憲に對し、帝國に對し國交を斷絶せる旨を通告したり。次で昭和十八年十二月四日（當該國時間）公布せられたる大統領令により樞軸諸國との間に戰爭狀態發生せる旨宣言したるが、當時帝國に對しては右につき通告する所なかりし處、帝國は同國がその後において帝國に對し執りたる措置等に鑑み同國は同日以降帝國に對し戰爭狀態に入りたるものと看なせり。

○ペルー國は昭和十七年一月二十四日（當該國時間）同國駐劄帝國臨時代理公使に對し、帝國に對し國交を断絶せる旨通告したり。又宣戰に關しては正式に通告なきもリスボンよりの同盟電によれば、昭和二十一年二月十二日（當該國時間）付をもつて對日宣戰を公表せるにより我方としては同日以降戰爭狀態にあるものと看なせり。

○パラグアイ國は昭和十七年一月三十日（當該國時間）同國駐劄帝國外交官憲に對し、帝國に對し國交を断絶せる旨通告したり。又西班牙國外務省よりパラグアイ國は昭和二十年二月十三日付（當該國時間）をもつて對日宣戰布告をなせる旨在バ國西班牙代表部より報告ありたりと在西駐劄帝國公使に通報ありたるにより帝國は同日以降同國と戰爭狀態にあるものと看なせり。

○「ヴエネズエラ」國は同國駐劄帝國臨時代理公使に

對し昭和十六年十二月二十一日(當該國時間)をもつて帝國に對し國交を斷絶せる旨通告したり。又宣戰

に關しては正式に通告なきも米官用電(USG)及びブエノスアイレス電によれば昭和二十年二月十四日付(當該國時間)をもつて對日宣戰を公表せるにより我方としては同日以降戰爭狀態にあるものと看なせり。

○「ウルグアイ」國は昭和十七年一月二十五日(當該國時間)同國駐劄帝國外交官憲に對し、帝國に對し國交を斷絶せる旨通告したり。又昭和二十年二月二十六日付をもつて、西班牙<sup>(同カ)</sup>國外務省より「ウルグアイ」國政府は昭和二十年二月二十二日付(當該國時間)をもつて帝國と戰爭狀態に入れりと宣言せる旨通達せられたりと西班牙駐劄帝國公使に通報ありたるにより帝國は同日以降<sup>(同カ)</sup>帝國と戰爭狀態にあるものとみなせり。

○「トルコ」國は昭和二十年一月四日同國駐劄帝國大使に對し公文をもつて昭和二十年一月六日午后十二時(當該國時間)以降、帝國との國交を斷絶する旨通

告したり。又同國は同國の利益代表國たる瑞西國の在京公使を通じ、昭和二十年二月二十三日(當該國時間)午后六時以降帝國と戰爭狀態にある旨通告したり。

○「エジプト」國は昭和十六年十二月十一日在京同國代理公使を通じ昭和十六年十二月八日(當該國時間)以降帝國に對し國交を斷絶せる旨通告したり。次で同國は昭和二十年二月二十六日(當該國時間)同國における帝國の利益代表國たる瑞西國の同國駐劄代理公使を通じ同月同日以降帝國に對し戰爭狀態にある旨通告ありたる趣、瑞西國外務省より在瑞西駐劄帝國公使に通報せり。

○「アルゼンティン」國は昭和十九年一月二十六日付(當該國時間)をもつて對日斷交に關する大統領令を公布するとともに同日同國駐劄帝國大使に對し公文をもつて帝國との國交を斷絶する旨通告したり。又同國は昭和二十年三月二十七日付書翰をもつて同國駐劄瑞西國代理公使に對し帝國と戰爭狀態にある旨宣言せる大統領令送付來れる旨同國駐劄瑞西國代表

部より瑞西國駐劄帝國公使に通報ありたるにより、  
帝國は昭和二十年三月十七日(當該國時間)以降「ア」  
國と戰爭狀態にあるものとみなせり。

○「イラン」國は昭和十七年四月十三日(當該國時間)  
同國駐劄帝國公使に對し一週間以内に同公使の退去  
方を要求したり。又瑞典國外務省に達したる公電に

よれば、「イラン」國は、昭和二十年二月二十八日  
(當該國時間)以降帝國に對し宣戰せる旨三月六日付  
をもつて瑞典國駐劄帝國公使に通報せる公電接到せ  
るにより「イラン」國は當日以降帝國と戰爭狀態に  
あるものとみなせり。

○ブラジル國は昭和十七年一月二十八日(當該國時間)  
同國駐劄帝國大使に對し、帝國に對し國交を斷絶せ  
る旨通告したり。又同國は同國の利益代表國たる葡  
萄牙國の在京公使を通じ公文を以て、昭和二十年六  
月六日(當該國時間)以降帝國と戰爭狀態に入れる旨  
通告したり。

○ギリシャ國は昭和十六年十二月二十三日在京同國公  
使を通じ帝國に對し國交を斷絶せる旨通告したり。  
又同國は同國の利益代表國たる瑞典國外務省を通じ、  
昭和二十年六月二十六日附(當該國時間)を以て瑞典  
駐劄帝國公使に對し昭和十六年十二月二十三日の斷  
交以來帝國と戰爭狀態にある旨通報し來れるも、我  
方としては右の如く宣戰の効果を斯く長期に亘り溯  
及せしむるは國際法上認め難きところにして、右通  
報發送の日より、戰爭狀態に入れるものと看做す。  
但し、帝國は斷交と共に中立を廢棄せるものと認む。  
の布告を發したる旨瑞典駐劄帝國公使に通報ありた  
るに依り、帝國は同日以降チリ國と戰爭狀態に入れ  
るものと看做せり。

○ノルウェー國は昭和十七年三月三十日在京同國臨時  
代理公使を通じ帝國に對し國交を斷絶せる旨を通告  
したり。又同國は同國の利益代表國たる瑞典國外務

## 一 開戦に伴う対外措置

省を通じ昭和二十年七月六日附(當該國時間)を以て、瑞典駐劄帝國公使に對し、昭和十六年十二月七日より帝國と戰爭状態にある旨通報し來れるも、右の如く、宣戰の効果を斯く長期に亘り溯及せしむるは國際法上認め難きところにして、我方としては、右通

報發送の日より戰爭状態にあると看做す。但し、帝國は昭和十六年十二月七日より同國は中立を廢棄せるものと認む。

## 二、斷交國

○コロムビア國は昭和十六年十二月八日(當該國時間)同國駐劄帝國公使に對し同日以降帝國に對し國交を斷絶せる旨通告したり。

○フィンランド國は昭和十九年九月二十二日(當該國時間)同國駐劄帝國公使に對し公文をもつて帝國との國交を断絶せる旨通告したり。

○ルーマニア國は昭和十九年十月三十一日(當該國時間)同國駐劄帝國公使に對し公文をもつて帝國との國交を断絶せる旨通告したり。

○ブルガリア國は昭和十九年十一月七日(當該國時間)

○スペイン國は昭和二十年五月二十三日在京同國公使を通じ帝國に對し國交を断絶せる旨通告したり。